

福知山市公告第21号

福知山市デジタル防災行政無線整備工事について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集する。

令和元年5月8日

福知山市長 大橋 一夫

1 概要

- (1) 業務名 福知山市デジタル防災行政無線整備工事
- (2) 業務内容 別に定める「福知山市デジタル防災行政無線整備工事仕様書」のとおり。
- (3) 履行期間 事業者決定後速やかに着手し、令和3年4月に運用開始とする。
なお、業務内容に係る詳細は、事業者決定後、協議するものとする。

2 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 平成31年度「福知山市指名競争入札等参加資格者名簿」の「業務区分：建設工事、業種：電気通信」に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者
- (2) 電気通信工事に係る特定建設業の許可を受けており、かつ、最新の経営審査事項結果の電気通信工事の総合評定値が1,000点以上であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (5) 市町村民税、都道府県税及び国税の滞納をしている者でないこと。
- (6) 福知山市指名競争入札参加者指名停止取扱要綱（平成15年福知山市告示第137号）に定める指名停止基準その他国等契約実施機関が定める指名停止基準に基づく指名停止の措置期間中の者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者（次のいずれかに該当した者であつて、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的

をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びこの号アからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

(8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

(9) 電波法（昭和25年法律第131号）第24条の2に基づく登録を受けていること。

(10) 過去10年間（平成21年4月1日から平成31年3月31日）において、市町村デジタル同報系防災行政無線システムを元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20パーセント以上の場合に限る。）として、国又は自治体で同規模かつ同種工事の実績（財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（CORINS）に登録されたものに限り、かつ、実施要領等の配布開始日時点で稼働していること。）を有していること。なお、同規模とは契約金額が4億円以上のものとする。

(11) 建築業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する監理技術者（電気通信工事）の資格を有する者を専任で配置できること。なお、当該技術者は、実施要領等の配布開始日において、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。

(12) デジタル同報系防災行政無線（ARIB STD-T115）の機器製造業者であること（特定無線設備の工事設計の認証を受けていること。）。

3 参加手続

(1) 実施要領等の配布

ア 配布期間 令和元年5月8日（水）から令和元年5月16日（木）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

イ 配布場所及び受付場所

福知山市市民総務部危機管理室で配布するほか、福知山市ホームページからダウンロードできる。

(2) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和元年5月16日（木）午後5時必着
提出期限後に到着した応募書類は、無効とする。

イ 提出場所 福知山市市民総務部危機管理室に提出すること。

ウ 提出方法 持参（平日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

4 評価方法等

(1) 評価基準

福知山市デジタル防災行政無線整備工事実施要領中、別紙「福知山市デジタル防災行政無線整備工事評価基準項目一覧表」のとおりとする。

(2) 第1次審査

企画提案書及び価格提案書について、評価基準に基づいて、書類審査を行う。提出者多数の場合は、4者以内に絞ることがある。

(3) 最終審査

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、評価基準に基づいて、外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で審査する。時間及び場所については、別途通知する。

5 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。

なお、非選定の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日以内にその理由を書面で求めることができる。

また、選定結果通知日翌営業日に、福知山市ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

6 担当課

〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1

福知山市 市民総務部危機管理室

電話 0773-24-7503 FAX 0773-23-6537

メールアドレス kikikanri■city.fukuchiyama.lg.jp

Eメールを利用される場合は、■を@に置き換えること。